

青森県報

第三千五百四十九号

平成二十四年
六月八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則…………… (監理課) …… 一

訓 令

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令…………… (監理課) …… 三

告 示

障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 三

障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定…………… (同) …… 四

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 九

自動車専用道路の指定…………… (道路課) …… 九

自動車専用道路の指定の解除…………… (同) …… 九

出先機関

土地改良区の役員の就任…………… (東青地域
県民局) …… 一〇

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (外事課) …… 一〇
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計課) …… 一〇

雑 報

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令…………… (新産業都市建設事業団) …… 二

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三条第二項中「毎年一回定期の」を「隔年に一回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に再度の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 再度の資格審査は、第五条の規定により前条に規定する資格があると認定した者について行う。

第四条第一項中「資格審査を」を「定期の資格審査及び随時の資格審査を」に改め、同条第二項中「定期の資格審査」の下に「及び再度の資格審査」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再度の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出することができる。

第五条第一項中「青森県建設業者等級審査会」を「青森県建設業者競争入札参加資格審査会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定による書類の提出をしなかつた者に係る再度の資格審査については、当該者に係る定期の資格審査又は随時の資格審査の結果により第二条に規定する資格があると認定したものとみなす。

第五条の二中「ついでに」を「ついで」に改め、「により」の下に「等級を決定した場合にあっては、当該」を加え、同条に後段として次のように加える。

前条第四項の規定により認定したものとみなされた場合も、同様とする。

第六条第一項中「知事は、」の下に「土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事及び造園工事に関して」を加え、「建設工事」を「当該建設工事」に改め、同条第二項中「建設工事の」を「前項に規定する建設工事の」に改め、同項第一号の表中

A級	一千万円以上四千万円未満
B級	一千万円以上二千万円未満
C級	一千万円未満

を

A級	一千万円以上四千万円未満
B級	一千万円未満

に改め、同項第二号中「その他の建設工

事」を「電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事及び造園工事」に改め、同号の表中

B級	八百万円以上千五百万円未満
C級	三百万円以上八百万円未満
D級	三百万円未満

を

B級	三百万円以上千五百万円未満
C級	三百万円未満

に改める。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再度の資格審査を受けた者に係る前項の有効期間は、当該資格審査を受けた年の七月一日から翌年の六月三十日までとする。

第八条の見出しを「青森県有資格建設業者名簿」に改め、同条第一項中「知事は、」の下に「第五条第一項の規定による資格の認定を終了したとき」を加え、「行ったときは、青森県建設業者等級名簿」を「行う場合にあつては、当該決定を行ったとき」は、青森県有資格建設業者名簿」に改め、同項に後段として次のように加える。

第五条第四項の規定により認定したものとみなされた場合も、同様とする。

第八条第二項中「青森県建設業者等級名簿」を「青森県有資格建設業者名簿」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「青森県建設業者等級審議会」を「青森県建設業者競争入札参加資格審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の規定は、平成二十四年七月一日以後に行つ一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者について適用し、同日前に行つ競争入札に参加する者については、なお従前の例による。

3 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部改正（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部改正）
（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。）

第五条中「青森県建設業者等級審議会」を「青森県建設業者競争入札参加資格審議会」に改める。



青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令
甲第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中、「建設工事の指名業者等を選定しようとするときは」を削り、「第八条」を「第六条第一項に規定する建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、同規則第八条」に、「青森県建設業者等級名簿(以下「等級名簿」を「青森県有資格建設業者名簿(以下「建設業者名簿」に、「等級名簿登録業者(等級名簿」を「建設業者名簿登録業者(建設業者名簿」に改め、同条第二項及び第三項中「等級名簿登録業者」を「建設業者名簿登録業者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 契約担当者等は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則
第六条第一項に規定する建設工事以外の建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、当該建設工事の種類に応じ、建設業者名簿登録業者の中から選定するものとする。

第三条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。
第四条中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。
2 改正後の青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の規定は、平成二十四年七月一日以後に行う指名競争入札及び随意契約(以下「指名競争入札等」という。)に係る指名業者等の選定について適用し、同日前に行う指名競争入札等に係る指名業者等の選定については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第四百七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	生活介護	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	平成 二四・六・一
	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	平成 二四・六・一
	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	就業継続支援B型	特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田一六渡九の一六	平成 二四・六・一

青森県告示第四百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	地域相談の種類	名 称	所 在 地	指 定 日
社会福祉法人花	弘前市大字植田町一五の二	地域移行支援	指定相談支援事業所「すみれ」	弘前市大字藤代二丁目一の六	平成二十四・四・一
社会福祉法人花	弘前市大字植田町一五の二	地域定着支援	指定相談支援事業所「すみれ」	弘前市大字藤代二丁目一の六	"
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	地域移行支援	津軽保健生活協同組合活動センター	弘前市大字野田二丁目一の二	"
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	地域定着支援	津軽保健生活協同組合活動センター	弘前市大字野田二丁目一の二	"
医療法人仙	弘前市大字高屋四丁目四八〇	地域移行支援	医療法人仙台事業所	弘前市大字高杉の七	"
医療法人仙	弘前市大字高屋四丁目四八〇	地域定着支援	医療法人仙台事業所	弘前市大字高杉の七	"
弘前市	弘前市大字上白銀町一の一	地域移行支援	弘前市障害者生活支援センター	弘前市大字土手町一五四の一	"

弘前市	弘前市大字上白銀町一の一	地域定着支援	弘前市障害者生活支援センター	弘前市大字土手町一五四の一	"
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字妙字分枝二二の二	地域移行支援	障害者相談支援事業所大石の里	弘前市大字百沢三八の二	"
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字妙字分枝二二の二	地域定着支援	障害者相談支援事業所大石の里	弘前市大字百沢三八の二	"
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字五十石町一三	地域移行支援	サポートセンター	弘前市大字富田二丁目三の二六	"
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字五十石町一三	地域定着支援	サポートセンター	弘前市大字富田二丁目三の二六	"
社会福祉法人七峰会	弘前市大字馬屋町二一の一	地域移行支援	指定相談支援事業所リブ	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	"
社会福祉法人七峰会	弘前市大字馬屋町二一の一	地域定着支援	指定相談支援事業所リブ	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市根城六丁目一の一	地域移行支援	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市根城八丁目一五五	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市根城六丁目一の一	地域定着支援	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市根城八丁目一五五	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市柏崎二丁目一七	地域移行支援	相談支援センターのみんたー	八戸市大字大久保字大山二二の〇	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市柏崎二丁目一七	地域定着支援	相談支援センターのみんたー	八戸市大字大久保字大山二二の〇	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市高州二丁目一四の二	地域移行支援	サポートセンター	三沢市鹿中四八五	"
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市高州二丁目一四の二	地域定着支援	サポートセンター	三沢市鹿中四八五	"

社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	地域定着支援	障害児・者サポートセンター大清水	弘前市大字清原四丁目九の一	"
------------	-------------	--------	------------------	---------------	---

青森県告示第四百八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
合同会社ふれ愛ブラザあおは	八戸市青葉二丁目一六の一七	放課後等デイサービス	八戸市青葉三丁目三二の六	平成二四・六・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	児童発達支援	三沢市大町二丁目二の一	"
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	放課後等デイサービス	三沢市大町二丁目二の一	"
特定非営利活動法人どんぐりの家	三戸郡三戸町大字川守田三丁目九の一六	放課後等デイサービス	三戸郡三戸町大字同心三丁目九	"

青森県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月七日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
国道二七九号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一三九林班ほ小班から上北郡野辺地町字向田二九一の一まで	平成二四・六・八

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定による自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定を次のとおり解除するので、同条第四項後段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月七日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	解除する道路の部分	解除する期日
国道二七九号	上北郡野辺地町字向田三〇三の一から上北郡野辺地町字向田三〇三の一まで	平成二四・六・二

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原則土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月八日

東青地域県民局長 北 山 功 三

区役員の 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	東 民夫	青森市原別一丁目八の二〇	平成二十四・二

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二号アを削り、同号イ中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」の下に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」を加え、同号中イをアとし、ウをイとし、

エをウとする。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量
- 汎用電子計算機システム用ソフトウェア等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県警察本部警務部会計課
- 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
- 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
- 平成二十四年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
- 日本電子計算機株式会社
- 東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 契約金額
- 五千七百四十四万五千九百二十円
- 七 随意契約の理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
- 第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
- 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

雑 報

青森県事業団訓令甲第一号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月八日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成十年三月青森県事業団訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、」を削り、「第八条」を「第六条第一項に規定する建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、同規則第八条」に、「青森県建設業者等級名簿（以下「等級名簿」を「青森県有資格建設業者名簿（以下「建設業者名簿」に、「等級名簿登録業者（等級名簿」を「建設業者名簿登録業者（建設業者名簿」に改め、同条第二項及び第三項中「等級名簿登録業者」を「建設業者名簿登録業者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第六条第一項に規定する建設工事以外の建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、当該建設工事の種類に応じ、建設業者名簿登録業者の中から選定するものとする。
第三条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。
第四条中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の規定は、平成二十四年七月一日以後に行う指名競争入札及び随意契約（以下「指名競争入札等」という。）に係る指名業者等の選定について適用し、同日前に行う指名競争入札等に係る指名業者等の選定については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭